

参考資料

令和2年5月第2回臨時会

令和2年大府市議会第2回臨時会提出議案

【専決処分】

- 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度大府市一般会計補正予算(第1号))

【条 例】

- 議案第28号 大府市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について
議案第29号 大府市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について
議案第30号 大府市国民健康保険条例の一部改正について
議案第31号 大府市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

【補正予算】

- 議案第32号 令和2年度大府市一般会計補正予算(第2号)
議案第33号 令和2年度大府市一般会計補正予算(第3号)
議案第34号 令和2年度大府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第35号 令和2年度大府市水道事業会計補正予算(第1号)

【人 事】

- 議案第36号 副市長の選任について

【専決処分】

**議案第 27 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 2 年度大府市一般会計補正予算 (第 1 号))**

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるもの

※「一般会計補正予算 (第 1 号) ~専決処分~の概要」参照

【条 例】

議案第 28 号 大府市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

地方自治法第 241 条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び市民生活の支援に要する財源確保を目的とした、大府市新型コロナウイルス感染症対策基金を設置するため、条例を制定するもの

(内 容)

- 第 1 条 大府市新型コロナウイルス感染症対策基金の設置について規定した。
- 第 2 条 基金として積み立てる額について規定した。
- 第 3 条 基金に属する現金の管理について規定した。
- 第 4 条 基金の運用益金の処理について規定した。
- 第 5 条 基金に属する現金の繰替運用について規定した。
- 第 6 条 基金の処分について規定した。
- 第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めることを規定した。

(施行期日)

公布の日

議案第 29 号 大府市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について

令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間における市長、副市長及び教育長の給与の特例について定めるため、条例を制定するもの

(内 容)

- 第 1 条 趣旨について規定した。
- 第 2 条 市長、副市長及び教育長の給料月額額の減額 (市長にあつては 100 分の 20 を、副市長及び教育長にあつては 100 分の 10 を乗じて得た額を減じる。) について規定した。

(施行期日)

令和2年6月1日

議案第30号 大府市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第2項の規定に基づき、傷病手当金を支給するため、条例を改正するもの

※「国民健康保険条例の改正の概要」参照

議案第31号 大府市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、市において行う事務の特例を定めるため、条例を改正するもの

(内 容)

- ・傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務の追加

(施行期日)

公布の日

【補正予算】

議案第32号 令和2年度大府市一般会計補正予算（第2号）

議案第33号 令和2年度大府市一般会計補正予算（第3号）

議案第34号 令和2年度大府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第35号 令和2年度大府市水道事業会計補正予算（第1号）

※「第2回臨時会補正予算（その1）の概要」及び
「第2回臨時会補正予算（その2）の概要」参照

【人 事】

議案第36号 副市長の選任について

副市長を選任するため、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるもの

一般会計補正予算（第1号）～専決処分～の概要

1 総括

一般会計補正予算（第1号）は、補正予算額が74,384千円の増額で、補正後の予算規模は、32,530,384千円となる。

補正内容は、次のとおりである。

歳出では、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づく特別定額給付金の給付事務に要する経費として、任用職員報酬1,026千円、職員手当等8,547千円、通信運搬費22,800千円、特別定額給付金システム環境構築委託料20,000千円等を新たに計上するものである。

歳入では、特別定額給付金給付事務費補助金74,384千円を新たに計上するものである。

2 予算規模

(単位：千円、%)

会計名	補正前の予算額	補正予算額	計 A	令和元年度6月 補正後予算額 B	A - B C	C/B × 100
一般会計	32,456,000	74,384	32,530,384	32,293,183	237,201	0.7
特別会計	8,571,732	0	8,571,732	10,508,478	△1,936,746	△18.4
国民健康保険	7,237,669	0	7,237,669	7,232,126	5,543	0.1
公共下水道	—	—	—	2,108,508	△2,108,508	皆減
農業集落排水	—	—	—	26,816	△26,816	皆減
後期高齢者医療	1,334,063	0	1,334,063	1,141,028	193,035	16.9
企業会計	6,078,440	0	6,078,440	2,789,448	3,288,992	117.9
水道事業	2,690,287	0	2,690,287	2,789,448	△99,161	△3.6
下水道事業	3,388,153	0	3,388,153	—	3,388,153	皆増
合計	47,106,172	74,384	47,180,556	45,591,109	1,589,447	3.5

3 一般会計

(1) 歳入

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
15 国庫支出金	3,979,107	74,384	4,053,491	特別定額給付金給付事務費補助金 (10/10) 74,384
計	32,456,000	74,384	32,530,384	

(2) 歳出

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
2 総務費	5,156,321	74,384	5,230,705	特別定額給付金任用職員管理事業 任用職員報酬 1,026 費用弁償 44 特別定額給付金給与事業 職員手当等 8,547 特別定額給付金給付事業 消耗品費 6,467 通信運搬費 22,800 手数料 14,600 特別定額給付金システム環境構築委託料 20,000 事務機器借上料 900
計	32,456,000	74,384	32,530,384	

国民健康保険条例の改正の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる場合に、経済的な不安を感じることなく仕事を休める環境を整備するため、傷病手当金を支給するもの

1 傷病手当金の概要

- ・対象者

被用者である被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

- ・支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数

- ・支給額（1日当たり）

$(\text{直近の継続した3月間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times 2/3$ ※上限あり

- ・適用期間

支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以降の規則で定める日までの間

2 施行期日

公布の日

議案第30号関係

大府市国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。以下同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、昭和45年9月1日から施行する。 <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p>2 市は、令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日から起算して1年6月を経過する日までの間、次項から附則第9項までに定めるところにより、<u>傷病手当金を支給する。</u></p> <p>3 <u>給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>4 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額(その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に50銭未満の端数</u></p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。<u>次条第2項において同じ。</u>)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、昭和45年9月1日から施行する。</p>

新	旧
<p>があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。</p> <p>5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</p> <p>6 附則第3項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、法の規定に基づく条例（この条例を除く。）若しくは規約又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく条例の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</p> <p>7 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第4項の規定により算定される金額より少ないときは、その差額を支給する。</p> <p>8 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</p> <p>9 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収することができる。</p>	

議案第31号関係

大府市後期高齢者医療に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。 (市において行う事務の特例)</p> <p>2 市は、当分の間、第2条各号に掲げる事務のほか、広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を行うものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p>

第 2 回臨時会補正予算（その 1）の概要

1 総 括

第 2 回臨時会に提出する一般会計補正予算（第 2 号）は、補正予算額が 1,004,050 千円の増額で、補正後の予算規模は、33,534,434 千円となる。

補正内容は、次のとおりである。

歳出では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止及び市民生活の支援に要する財源を確保するため、新型コロナウイルス感染症対策基金積立金 1,009,610 千円及び新型コロナウイルス感染症対策基金利子積立金 50 千円を新たに計上するとともに、基金の財源とするため、市長、副市長及び教育長の給料・職員手当等 5,610 千円を減額するものである。

歳入では、新型コロナウイルス感染症対策基金利子 50 千円及び新型コロナウイルス感染症対策事業寄附金 4,000 千円を新たに計上するとともに、財政調整基金繰入金 1,000,000 千円を増額するものである。

2 予算規模

(単位：千円、%)

会計名	補正前の予算額	補正予算額	計 A	令和元年度6月 補正後予算額 B	A - B C	C/B × 100
一般会計	32,530,384	1,004,050	33,534,434	32,293,183	1,241,251	3.8
特別会計	8,571,732	0	8,571,732	10,508,478	△1,936,746	△18.4
国民健康保険	7,237,669	0	7,237,669	7,232,126	5,543	0.1
公共下水道	—	—	—	2,108,508	△2,108,508	皆減
農業集落排水	—	—	—	26,816	△26,816	皆減
後期高齢者医療	1,334,063	0	1,334,063	1,141,028	193,035	16.9
企業会計	6,078,440	0	6,078,440	2,789,448	3,288,992	117.9
水道事業	2,690,287	0	2,690,287	2,789,448	△99,161	△3.6
下水道事業	3,388,153	0	3,388,153	—	3,388,153	皆増
合計	47,180,556	1,004,050	48,184,606	45,591,109	2,593,497	5.7

3 一般会計

(1) 歳入

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
17 財産収入	61,063	50	61,113	新型コロナウイルス感染症対策基金利子 50
18 寄附金	500,000	4,000	504,000	新型コロナウイルス感染症対策事業寄附金 (株式会社八神始め3件) 4,000
19 繰入金	1,113,773	1,000,000	2,113,773	財政調整基金繰入金増額 1,000,000
計	32,530,384	1,004,050	33,534,434	

(2) 歳出

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
2 総務費	5,230,705	1,005,217	6,235,922	一般給与事業 給料・職員手当等減額 $\Delta 4,443$ 新型コロナウイルス感染症総合対策事業 新型コロナウイルス感染症対策基金積立金 1,009,610 (寄附充当) 新型コロナウイルス感染症対策基金利子 積立金 50
10 教育費	3,709,679	$\Delta 1,167$	3,708,512	教育委員会事務局給与事業 給料・職員手当等減額 $\Delta 1,167$
計	32,530,384	1,004,050	33,534,434	

4 基金の状況

(単位:千円)

区 分	令和元年度末 残高(決算見込)	今回補正前			今回補正額		
		令和2年度中増減見込額		令和2年度末 残高見込額※	令和2年度中増減見込額		令和2年度末 残高見込額※
		積立見込額	取崩見込額		積立見込額	取崩見込額	
財政調整基金	5,376,836	9,738	720,000	4,666,574		1,000,000	3,666,574
奨学基金	43,619		5,396	38,223			38,223
図書購入基金	8,000			8,000			8,000
減債基金	134,125	17		134,142			134,142
緑化基金	171,580		4,954	166,626			166,626
文化振興基金	39,288		5,275	34,013			34,013
国際交流基金	89,624		2,192	87,432			87,432
スポーツ振興基金	61,170		1,994	59,176			59,176
協働のまちづくり推進基金	15,378		1,599	13,779			13,779
公共施設等整備基金	1,537,104	6,863	200,000	1,343,967			1,343,967
みちづくり基金	749,165	653	103,484	646,334			646,334
子ども・子育て応援基金	110,574	23	36,329	74,268			74,268
ふるさとおおぶ応援基金	232,061	500,061	232,550	499,572			499,572
新型コロナウイルス感染症対策基金	—			0	1,009,660		1,009,660
合 計	8,568,525	517,355	1,313,773	7,772,107	1,009,660	1,000,000	7,781,767

※端数処理(四捨五入)の関係上、表内の合計が一致しない場合があります。

※財政調整基金の令和2年度末残高見込額には、令和元年度決算における剰余金の基金への編入額は含まれていません。

第2回臨時会補正予算（その2）の概要

1 総括

第2回臨時会に提出する補正予算のうち、一般会計補正予算（第3号）、国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び水道事業会計補正予算（第1号）は、補正予算額が10,053,275千円の増額で、補正後の予算規模は、58,237,881千円となる。

（1）一般会計

一般会計補正予算（第3号）は、補正予算額が10,050,025千円の増額で、補正後の予算規模は、43,584,459千円となる。

補正内容は、次のとおりである。

歳出では、新型コロナウイルス感染症対策基金を活用し、市民の生命や生活を守り抜くための諸施策を強力かつ迅速に実施するため、民間保育所等応援助成金 10,300千円、水道事業会計補助金 120,000千円、中小企業緊急雇用安定補助金 50,000千円、雇用調整助成金申請等手数料補助金 8,000千円、おおぶ飲食店応援助成金 15,000千円及び放課後児童健全育成事業応援助成金 750千円を新たに計上するとともに、母子保健指導事業に係る通信運搬費 543千円、感染症予防事業に係る医薬材料費 1,000千円、信用保証料補助金 93,440千円、災害対策整備事業に係る消耗品費 5,500千円、要保護・準要保護児童援助扶助費 1,941千円、要保護・準要保護生徒援助扶助費 1,051千円等を増額するものである。

また、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づく特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金の給付に要する経費として、特別定額給付金 9,267,000千円、子育て世帯への臨時特別給付金 135,000千円等を新たに計上し、特別定額給付金給付事業に係る通信運搬費 8,160千円、ふれあいシステム改修委託料 4,763千円等を増額するとともに、愛知県の緊急事態措置の期間において特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を推進するため、新型コロナウイルス感染症対策協力金 300,000千円、理美容事業者休業協力金 15,000千円等を新たに計上し、商工総務給与事業に係る職員手当等 723千円を増額するものである。

歳入では、特別定額給付金給付事業費補助金 9,267,000千円、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金 135,000千円、子育て世帯への臨時特別給付金事務費補助金 10,228千円、新型コロナウイルス感染症対策協力金交付事業費補助金 150,865千円及び新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金 473,198千円を新たに計上するほか、特別定額給付金給付事務費補助金 13,440千円及び母子保健衛生費補助金 294千円をそれぞれ増額するものである。

（2）国民健康保険事業特別会計

国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、補正予算額が2,250千円の増額

で、補正後の予算規模は、7,239,919千円となる。

補正内容は、歳出で傷病手当金2,250千円を新たに計上するとともに、歳入で特別調整交付金分2,250千円を増額するものである。

(3) 水道事業会計

水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出で料金システム改修委託料を新たに計上するとともに、収益的収入で一般会計補助金を新たに計上し、水道料金を減額するものである。

2 予算規模

(単位：千円、%)

会計名	補正前の予算額	補正予算額	計 A	令和元年度6月 補正後予算額 B	A - B C	C/B × 100
一般会計	33,534,434	10,050,025	43,584,459	32,293,183	11,291,276	35.0
特別会計	8,571,732	2,250	8,573,982	10,508,478	△1,934,496	△18.4
国民健康保険	7,237,669	2,250	7,239,919	7,232,126	7,793	0.1
公共下水道	—	—	—	2,108,508	△2,108,508	皆減
農業集落排水	—	—	—	26,816	△26,816	皆減
後期高齢者医療	1,334,063	0	1,334,063	1,141,028	193,035	16.9
企業会計	6,078,440	1,000	6,079,440	2,789,448	3,289,992	117.9
水道事業	2,690,287	1,000	2,691,287	2,789,448	△98,161	△3.5
下水道事業	3,388,153	0	3,388,153	—	3,388,153	皆増
合計	48,184,606	10,053,275	58,237,881	45,591,109	12,646,772	27.7

3 一般会計

(1) 歳入

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	
	千円	千円	千円		千円
15 国庫支出金	4,053,491	9,425,962	13,479,453	特別定額給付金給付事務費補助金 (10/10)増額	13,440
				特別定額給付金給付事業費補助金 (10/10)	9,267,000
				子育て世帯への臨時特別給付金事業費 補助金(10/10)	135,000
				子育て世帯への臨時特別給付金事務費 補助金(10/10)	10,228
				母子保健衛生費補助金(1/2ほか)増額	294
16 県支出金	2,220,997	150,865	2,371,862	新型コロナウイルス感染症対策協力金交付 事業費補助金	150,865
19 繰入金	2,113,773	473,198	2,586,971	新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	473,198
計	33,534,434	10,050,025	43,584,459		

(2) 歳出

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	
	千円	千円	千円		千円
2 総務費	6,235,922	9,280,440	15,516,362	特別定額給付金給付事業 通信運搬費増額	8,160
				手数料増額	5,280
				特別定額給付金	9,267,000
3 民生費	13,161,183	155,528	13,316,711	児童福祉総務給与事業 職員手当等増額	276
				子育て支援課任用職員管理事業 任用職員報酬増額	2,394
				任用職員期末手当増額	518
				費用弁償増額	18
				子育て世帯臨時特別給付金給付事業 消耗品費増額	10
				印刷製本費増額	124
				通信運搬費増額	1,190
				手数料	935
				ふれあいシステム改修委託料増額	4,763
				子育て世帯への臨時特別給付金	135,000
				私立保育園運営事業 民間保育所等応援助成金	10,300
4 衛生費	2,264,680	121,588	2,386,268	母子保健指導事業 印刷製本費増額	45
				通信運搬費増額	543
				感染症予防事業 医薬材料費増額	1,000
				水道事業補助事業 水道事業会計補助金	120,000

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
5 労働費	77,210	58,000	135,210	雇用環境整備事業 中小企業緊急雇用安定補助金 50,000 雇用調整助成金申請等手数料補助金 8,000
7 商工費	515,472	425,171	940,643	商工総務給与事業 職員手当等増額 723 中小企業金融支援事業 信用保証料補助金増額 93,440 新型コロナウイルス感染症対策事業者支援事業 消耗品費 792 通信運搬費 216 新型コロナウイルス感染症対策協力金 300,000 おおぶ飲食店応援助成金 15,000 理美容事業者休業協力金 15,000
9 消防費	1,224,284	5,556	1,229,840	災害対策整備事業 消耗品費増額 5,500 通信運搬費増額 56
10 教育費	3,708,512	3,742	3,712,254	小学校教育振興事業 要保護・準要保護児童援助扶助費増額 1,941 中学校教育振興事業 要保護・準要保護生徒援助扶助費増額 1,051 放課後児童健全育成事業 放課後児童健全育成事業応援助成金 750
計	33,534,434	10,050,025	43,584,459	

4 国民健康保険事業特別会計

(1) 歳入 千円
特別調整交付金分増額 2,250
計 2,250

(2) 歳出 千円
傷病手当金給付事業
傷病手当金 2,250
計 2,250

5 水道事業会計

(1) 収益的収入 千円
水道料金 △119,000
一般会計補助金 120,000
計 1,000

(2) 収益的支出 千円
経営基盤の充実事業
料金システム改修委託料 1,000
計 1,000

6 基金の状況

(単位:千円)

区	分	令和元年度末 残高(決算見込)	今回補正前		今回補正額			
			令和2年度中増減見込額		令和2年度末 残高見込額※	令和2年度中増減見込額		令和2年度末 残高見込額※
			積立見込額	取崩見込額		積立見込額	取崩見込額	
財政調整基金		5,376,836	9,738	1,720,000	3,666,574			3,666,574
奨学基金		43,619		5,396	38,223			38,223
図書購入基金		8,000			8,000			8,000
減債基金		134,125	17		134,142			134,142
緑化基金		171,580		4,954	166,626			166,626
文化振興基金		39,288		5,275	34,013			34,013
国際交流基金		89,624		2,192	87,432			87,432
スポーツ振興基金		61,170		1,994	59,176			59,176
協働のまちづくり推進基金		15,378		1,599	13,779			13,779
公共施設等整備基金		1,537,104	6,863	200,000	1,343,967			1,343,967
みちづくり基金		749,165	653	103,484	646,334			646,334
子ども・子育て応援基金		110,574	23	36,329	74,268			74,268
ふるさとおおぶ応援基金		232,061	500,061	232,550	499,572			499,572
新型コロナウイルス感染症対策基金		—	1,009,660		1,009,660		473,198	536,462
合	計	8,568,525	1,527,015	2,313,773	7,781,767	0	473,198	7,308,569

※端数処理(四捨五入)の関係上、表内の合計が一致しない場合があります。

※財政調整基金の令和2年度末残高見込額には、令和元年度決算における剰余金の基金への編入額は含まれていません。